第8回安城市自治基本条例策定審議会 議事要旨

- ・日程平成21年4月22日(水)午前10時~午前11時
- ・場所 安城市役所 本庁舎3階 第10会議室
- ・ 出席者
 - (1)委員 大見賢治、大参斌、植村耕作、木村重治、鳥居玄根、鳥居博幸、
 太田克子、神谷輝幸、神谷由美子、細井倭子、木村正範、
 松浦満康、杉浦武雄、荻野留美子、榊原平、昇秀樹、神谷和也
 - (欠席:伊藤明、舩尾恭代、入江容子、)
 - (敬称略)
 - (2)事務局 企画部長、企画部行革・政策監、企画政策課長
 - (3)傍聴者 1名

【事務局】

ただ今から、第8回安城市自治基本条例策定審議会を開会いたします。

本日は、キャッチネットワークさんが、あんき会の特集番組の制作のため、会議冒 頭の部分の撮影をされますのでご了承いただきたいと思います。

最初に、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章 につきましては次第の裏面にございますのでご覧ください。

《市民憲章唱和》

【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。今回の審議会に傍聴の方が見えますの で、ご報告させていただきます。

それでは、はじめに鳥居会長からご挨拶をお願いいたします。

【会長】

みなさん、おはようございます。

この自治基本条例策定審議会も昨年の2月に市長から諮問を受け、本日で8回目の 開催を迎えました。

今日まで市民会議の皆さんからの素案の提言を受け、条例案としてふさわしいかた ちにまとめあげる審議をしてまいりました。

前回の審議会では、条例(案)についての最終的な了承までは至りませんでしたが、 感触としては委員の皆さんが概ね了承をいただいたと思っています。本日は最終的な 審議をしていただき、また、今後の事務的な手続きについてのご審議もいただきたい と思いますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

本日、「さんかく21・安城代表の舩尾副会長」、「連合愛知三河西地域協議会副代 表の伊藤委員」、「学識経験者の入江委員」は、他の用務と重なってしまいましたので 欠席でございます。

4月の人事異動に伴い、事務局に異動がありましたので紹介させていただきます。

私、企画部長の安藤でございます。そして、行革・政策監の浜田、企画政策課長の 石川です。よろしくお願いいたします。

続いて協議事項に入らせていただきます。これ以降の議事の進行を鳥居会長にお願 いします。

【会長】

それでは協議事項「(1)条例(案)について」でございますが、前回の審議会で、 市議会側から条例(案)について議会の中での手続きが終わっていないという趣旨の ご発言があり、最終了承に至るのを保留された経緯がございます。

市議会から状況についてご報告いただきたいと思います。

【委員】

前回の審議会の折には、全議員の了解が得られていない状況でしたので、持ち帰ら せていただきました。先日、各派代表者会議で松浦総務企画委員長から説明をしまし たところ、全議員さんの了承をいただきましたのでご報告を申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。

ただ今、木村議長から報告がありましたので、早速ですが、前回持ち越しとさせて いただきました条例(案)について、当審議会として、最終的に了承することにご賛 成の方の挙手をお願いします。

《全員挙手》

【会長】

ありがとうございました。

全会一致で了承とさせていただきます。

続いて、「(2)逐条解説(案)について」でございますが、事務局から説明をいた だきたいと思います。 【事務局】

事前に送付させていただいております逐条解説(案)についてご説明をさせていた だきます。資料 をご覧ください。

今回の自治基本条例(案)の策定にあたり、審議会委員の皆さんや市民会議の皆さんから「条例全体を親しみやすい表現でわかりやすく」といったご意見をいただいており、可能な部分においては対応をさせていただきました。しかしながら、あくまでも条例としての法規上の約束事もあり、わかりやすさの追求には限界もあるかと思います。

そこで、逐条解説を作成させていただき、市民会議の皆さんや庁内プロジェクトチ ーム会議からの意見をお伺いしたものを中心にとりまとめさせていただいたもので ございます。

今後予定していますパブリックコメントを実施する際にも条例(案)と一緒にお示 しさせていただくことで、市民の皆さんが条例(案)をより深く理解していただく参 考になればと考えています。

それでは、時間の都合もありますので、主な項目について説明させていただきます。 4ページをご覧ください。第3条「定義」の(6)「コミュニティ」ですが、条例 (案)をご審議いただいた際にもありましたように、「コミュニティ」といいますと、 やはり町内会を連想される方が多いと思われます。条文でも「町内会、特定非営利活 動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体」と書き込ませて いただきましたが、逐条解説には、さらに具体的に『町内会などの地縁型と、活動内 容や目的によって人が結びつくテーマ型の両方を含みますが、この条例では「地域の 課題に自ら取り組む団体」を「コミュニティ」とし、町内会、婦人会、青年団、子ど も会、老人クラブ、PTA、NPO、ボランティア団体などが含まれます。』と記載 させていただきました。

5ページをご覧ください。第7条「市民参加の権利」ですが、審議会では、条文の 中に「市政に参加しないからといって、不利益を受けることはありません」という表 現を謳ってほしいというご意見もございましたが、この条文が「市民参加をすること ができます」という権利であって義務ではないため、その権利を行使しないからとい って、何ら不利益を被らないということが含まれています。こうしたことから条文で は削除させていただいた経緯がございます。しかしながら、市民の立場としては、や はり確認しておきたい項目であると思いますので、解説には「これは権利であるため、 当然参加を強制するものではなく、参加しないからといって不利益を被るものではあ りません」と解説の中で明記させていただきました。

第8条「行政サービスを受ける権利」で、条文では「市民は、適切な行政サービス を等しく受けることができます」となっています。これは、定められたルールの範囲 内で市が提供するサービスを平等に受けることができる機会を有することを保障し ていますが、この条例では「市民」の範囲を広げて、市外からの通勤、通学者も含め て定義していますので、当然のことながら「市内に住所を有する人のみが受けること ができるサービスなどもあり、受給できる対象者や内容はサービスごとに条例や規則 などで規定されることとなります」と説明を加えさせていただきました。

6ページをご覧ください。第9条「市民の責務」の第3項で「市民は、行政サービ スに必要な経費について、応分の負担をします」とありますが、「応分の負担」につ いての説明をさせていただいています。『「負担」とは、市民税等の税、分担金、使用 料、手数料などの経済的な負担を指しており、「応分」としたのは、経済的理由、年 齢、心身の状況等により、一部又は全部の負担を免除される市民もいることを考慮し たからです』と記述させていただきました。

9ページをご覧ください。第15条「コミュニティ」の第3項で「市長は、コミュ ニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます」とありますが、「支 援」となるとどうしても「補助金などの財政的な支援」を連想される方も多いと思い ますので、「財政的な支援だけでなく、活動場所の提供、活動に関する情報提供など、 必要に応じた支援」と説明を加えさせていただきました。

11ページをご覧ください。第18条「危機管理」ですが、この項目につきまして は、本市の自治基本条例の特色のひとつだと考えていますが、条文では、危機を「災 害、犯罪その他非常の事態」としています。解説ではもう少し具体的に「地震、集中 豪雨などの自然災害だけでなく、犯罪や交通事故などを含む幅広い危機をいいます」 と説明させていただきました。

その他いろいろありますが、これまでの審議会、あるいは市民会議や庁内プロジェ クトチーム会議からいただいた意見を中心に解説を加え、市民の皆さんにわかりやす くするためにまとめさせていただきました。

以上、主な点について説明させていただきました。 私からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

逐条解説を作成され、パブリックコメント等においてもこれを活用したいというこ とでございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

2ページで、前文の解説の第1段落で「碧海大地」が正しくは「碧海台地」だと思 います。

次に、11ページの第19条で、持続可能な社会とはのところで、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の説明がありますが、このように定義されているも

のなのでしょうか。

【事務局】

2ページ目の「碧海台地」はご指摘のとおりでございます。申し訳ございませんでした。

11ページからの「持続可能な社会の形成」のところで、「低炭素社会」、「循環型 社会」、「自然共生社会」と解説文を加えさせていただきました。こちらにつきまして は、環境省の子ども白書に説明がされています。この3つの社会を含めて「持続可能 な社会」であると環境省が示しています。それぞれの解説につきましては環境省の規 定する言葉を用いまして説明させていただいておりますのでご理解いただきたいと 思います。

【委員】

最終ページの上から5行目、「市民参加もとに」となっており、「市民参加のもとに」 ではないかと思います。この会議だけの資料ならいいですが、公表されるものである なら訂正をお願いします。

【事務局】

ご指摘のとおり修正させていただきます。

【会長】

他にご意見、ご質問ございませんか。

ご意見、ご質問がないようですので、逐条解説についてご了承いただける方は挙手 をお願いします。

《全員挙手》

【会長】

ありがとうございました。

逐条解説につきましては、全会一致で了承されました。

続いて、「(3)パブリックコメントの実施について」でございますが、事務局から 説明をいただきたいと思います。

【事務局】

パブリックコメントの実施について説明をさせていただきます。資料 をご覧くだ さい。

このパブリックコメント制度につきましては、市の基本的な政策や条例などの策定

において、案の段階で市民の方に公表し、広く市民の皆さんから意見を募集し、提出 された意見並びに市の考え方を公表するものです。

意見の募集期間は、5月15日(金)から6月15日(月)までの1ヶ月間です。 市の広報誌である「広報あんじょう」では、5月15日号に掲載をします。

条例(案)を閲覧できる場所について、市役所内では、企画政策課の窓口と市政情報コーナー、他に中央公民館と地区公民館の計11館でも閲覧ができます。また、市ホームページ「望遠郷」にも掲載させていただきます。

次に、意見の提出方法についてですが、直接持参される方、又は郵送、ファクス、 Eメール、ホームページ上からでも提出ができます。

意見を提出する際の様式として「安城市自治基本条例(案)に対する意見書」を添 付させていただきました。必ずこの意見書を使わなければいけないというものではご ざいませんが、所定の住所、氏名等の項目についてもご記入をいただくことになって います。

なお、パブリックコメントで条例(案)を公表する際には、資料裏面の上段に囲 い込みでありますように、『この条例案は、市民公募メンバーと市職員公募メンバー で構成する「安城市自治基本条例を考える市民会議(あんき会)」がまとめた条例素 案を受け、学識経験者、関係団体代表者、議会代表者、あんき会代表者からなる「安 城市自治基本条例策定審議会」における議論を経て作成されたものです。』という記 載をさせていただきたいと考えております。

それから、今回の審議会でご了承いただきました自治基本条例(案)につきましては、事務局でも最終チェックをさせていただきますとともに、市の法規係で語句等 について審査をさせていただいた上でパブリックコメントを実施する予定でござい ます。その際に修正等がございましたら、委員の皆さまにもご送付させていただきた いと考えております。

パブリックコメントによるご意見と、それに対する市の考え方をまとめさせてい ただいて次回の審議会でご審議いただき最終案としてまとめ、市長への答申というか たちでスケジュールを組ませていただいております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

パブリックコメントを実施し、その際には、このようなフォーマットで実施したい という具体的なご提案がございました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

ご意見、ご質問がないようですので、事務局の提案にご了承いただける方は挙手を お願いします。 《全員挙手》

【会長】

ありがとうございました。

全会一致で了承されました。

それでは今日の協議事項は以上でございますが、せっかくの機会ですので、昇先生 から少しお話いただきたいと思います。

【委員】

前回は大学の用事で欠席をさせていただきました。

お手元のレジュメで「参加と協働による住民自治」という自治基本条例関係のレジ ュメですが、半分くらいはこれまでにフォーラムも含めてお話してきました。

これよりも私の今の関心は、また、これからの安城市にとっても大事なことは、去 年9月のリーマンショック以降の世界金融危機が日本にも影響を及ぼし、トヨタショ ック等、2年前には考えられないような状況になっています。そのときに世界はどう 立ち向かうのか、日本はどう立ち向かうのか、愛知県はどう立ち向かうのか、そして 安城市はどう立ち向かうのかという話をしたいと思っています。

3点セットでお話します。

1点目は、今朝の日経新聞の環境についての記事ですが、その前に環境首都安城に ついて、封筒にも「始めようごみ減量20%」「みんなで止めよう温暖化 チーム・ マイナス6%」と書いてあります。これはこれで京都議定書の約束を守ろうというこ とで結構です。どうも守れそうにないですが、これは日本の安部元総理がドイツのサ ミットで、2050年までに二酸化炭素の排出量を世界で半減しようと提案しました。 それが次の洞爺湖サミットで福田前総理の下で、少なくともG7、G8では2050 年に半減しようという同意ができました。ただ、中国やインドは反発しています。G 8では合意できたので、それに向けて世界は動いています。先進国は5割ではなくて、 7割、8割減らさないといけないという議論もあります。でも冷静に考えてみてくだ さい。もちろん半減したほうがいいのですが、今の世界の二酸化炭素の排出量は、だ いたい先進国が半分で、発展途上国が半分です。2050年で半分にするということ を中国やインドはとんでもないと言っています。先進国は二酸化炭素をどんどん出し てこれまで豊かになって、これから豊かになる発展途上国が二酸化炭素を出してはい けないとはとんでもないと言っています。では、減らすと言わずに、放っておいたら 増えるものを中国、インドは今の状況で抑えておくとします。これも難しい話です。 BRICs(ブリックス)を中心に両国が今の状況で抑えるというと、先進国はゼロ にしなければなりません。2050年に半減するというのはそういうことです。つま り、チーム・マイナス6%はいいのですが、それすら日本は守れそうにありません。

そのレベルの話とは全く違うということです。今やっていることの延長上では絶対この目標は達成できません。仕組みを変えなければ絶対無理です。そういう目標だということを知った上で今朝の新聞を紹介します。

転機の中国というシリーズです。この4月8日までドイツで温暖化対策のための国 連作業部会を開いていました。安部元総理がサミットで提案したところです。日本代 表団が「2013年以降の国際的な枠組みとして、京都議定書では先進国と途上国が 協調して温暖化ガスを減らすための一定の責任を果たすべきだ」と発言しました。日 本が言い出したことですから当然の発言です。それに対してアメリカも即、同調して くれました。これはオバマ政権になって変わったところです。その時、中国の代表は 同時通訳機を外し、机に放り出した。要するに意義を申し立てました。それを見てい た日本政府代表団の一人は「世界最大の排出国になるという自覚を中国も持ってもら いたい」とつぶやきました。アメリカも、グループに入ってもらいたい。G7とは、 group of sevenです。つまりグループになるということです。世界の運営に協働 して責任を持つということです。でも中国は「責任」という言葉を全部除いています。 アメリカとの交渉でも、2005年にアメリカのゼーリック国務副長官が、中国に責 任あるステークホルダー、利害共有者として責任を分かち合うように要請しましたけ れども、「ステークホルダー」という表現は受け入れましたが、「責任ある」はカット しました。

私は、安城市が環境首都に取り組むことはとてもいいことだと思うし、愛知県が取 り組むことも、日本が取り組むことも大事なことだし、日本や安城がモデルになって、 それをアジアの国、世界の国に訴えてやらないと地球環境問題は解決しません。安城 の自治基本条例の中で、中国は何割にすべきだと書く必要はないし、違法なことだと 思いますが、安城の空は世界の空につながっているわけですから、安城でやれること は安城でやって、それを日本に、世界に、アジアに、特に中国に訴えかけていただき たい。残念ながら安城市は中国に友好都市はないようです。他の自治体でお話すると きに、中国に友好都市を持っている自治体がたくさんありますので、中央政府のレベ ルではできなくても友好都市のレベルで、例えば、安城市で言えばごみ減量20%を 中国の人たちも一緒にやろうと呼びかけていただかないと、いくら自分たちだけで頑 張ったって最大の CO2 排出国の中国がこういうスタンスであったら絶対に問題は解 決しません。現に黄砂であるとか、日本では光化学スモックは解決したと思っていま したが、中国でまた出ました。それから巨大クラゲでもはっきり原因はわかりません が、8割以上の確立で上海沖の不栄養化が原因で日本に流れて来た。だから中国の問 題は日本の問題です。ソウルでは黄砂にしてももっとすごいです。先進国である韓国、 日本がこの問題については協働して中国に対してアジアの環境、世界の環境を考えて いく。環境首都というときに、もちろん安城で頑張っていただくわけですが、空は世 界、中国につながっているわけですから、そういう視点での展開をしていかないとこ ういう問題は解決しないだろうと思います。また、人によっては、アメリカのことは 言っても、中国のことは何も言わない人もいます。そういう新聞もあります。全然駄 目だと思います。やはり公平にアメリカの悪いところは批判しなければいけないし、 中国の悪いところも批判しなければいけない。また、良いところは中国であっても、 アメリカであっても褒めるべきだし、それは、日本の自治体でも同じことです。

2点目は、資料1枚目の3番のところです。1番、2番はすでにお話しましたので、 『今、なぜ住民の「参加と協働」なのか?』ということですが、主権者は住民だから、 その住民が参加するような市政のあり方、そのための手段としての自治基本条例が必 要となります。2番目、21世紀の日本は、ものすごい人口減少化社会に入ります。 2100年には4千万人強で、この90年で日本の人口は3分の1になります。人口 は減りますが、若い人も年寄りも同じように減るわけではありません。2025年ま ででいいますと、65歳以上人口は急増します。団塊の世代がだいたい60歳ですの で5年後65歳です。その10年後に当然のことながら75歳の後期高齢者になりま す。2055年の厚生労働省の予測では、65歳以上人口が41%を占めています。 41%の内訳で75歳以上人口が26%です。75歳以上だけで4分の1以上です。 4割以上の人が65歳以上の社会に日本はなると見込まれています。その中でどうや って産業を作っていくのかというと、先ほどの地球環境問題と一緒で、今のシステム をちょっと改善するという話ではありません。根本的に社会の仕組みを変えないと、 産業のあり方、生活のあり方を考えないと41%の65歳以上で、その半分以上が7 5歳以上の社会を、今の我々の豊かさを伴って運営していくのは不可能です。205 0年に二酸化炭素を半減するということは、今の仕組みを抜本的に変えないと不可能 です。環境問題も高齢化の問題も今の仕組みの延長上、部分的に改良を加えるだけで は解決しないと思います。人口予測は、天気予報や経済予測よりもはるかに確度の高 い予想です。

差しさわりがありますが、不況で学生がなかなか就職できなくて、月収12万、年 収150万です。日本で年収200万以下の人が1千万人を超えています。非常に下 世話なことで、あえて言わせていただきますが、大企業を退職した人で厚生年金もら っている方は毎月30万を超えています。夫婦二人で共働きであれば40万、50万 です。私はそれが公平だとは思えません。自分が掛けた掛け金ならいいですが、今の 若い人が払ったお金でその年金が支払われています。私は絶対に不公正だと思いま す。そういうことを変えないと日本の社会は持たないです。そして、そうなることが わかっているわけです。日本の政治は、行政もですが、怠慢だと思います。もう少し まじめになって、環境の問題にしても、人口問題にしても「高齢者の負担は一切増や さない、サービスは充実します」と口当たりのいい言葉ばかりでできるわけないじゃ ないですか。まじめに考えることが大事だと思います。これからの安城市を始め自治 体の行政サービスは落ちると思います。その一方で住民の負担は上がると思います。 そうでなければ日本全国夕張化現象です。どの程度下げるのか、どの程度上げるのか についてはいろいろな選択肢があると思います。でも、負担は下げてサービスは上げ るということは、説得力のある議論を聞いたことは1回もありませんので私は無理だ と思います。

私は普通に考えて、住民、国民の負担は増えて、国、県、市町村のサービスは下が ると思います。その中で、町内会であったり、NPOであったり、住民同士の助け合 いを再構成していくことをまじめに考えないといけないと思います。そう意味で、市 役所に丸投げする雰囲気をやめて、自分たちの問題を自分たちで考えて、その時の負 担をどのように分かち合うのかを考えることが、参加と協働による住民自治だと思い ます。参加と協働による住民自治はとてもきれいな言葉ですが、きれいだけではなく、 今話したシビアなことをやるために参加と協働による住民自治が必要だと考えてい ます。21世紀の日本において特に参加と協働による住民自治が必要だというのはそ ういうことです。

その時に住民参加において留意することを2点ほどお話しておきます。1点は、私 は台所感覚のわかる市民だという人がいます。結構なことですが、台所感覚のわかる 市民だけで議論してもあまり政策的ではありません。そこにその問題の専門家を置く ことです。口幅ったい言い方で厚かましいですが、この審議会でも入江先生と私が加 わったことで、入江先生と私がいなかったときと議論の仕方が違うと思います。要す るに台所感覚も大切ですが、アマチュアだけで環境の問題、負担の問題を議論しても 実りの多い議論はできません。基本的にはアマチュアの市民が集まって、その中にそ の問題についての専門家が加わった方がより豊かな議論ができるということを忘れ ないでいただきたいと思います。

もう1点は、住民参加のパラドックスというアメリカにおける政治学の研究です が、住民参加をやればやるほど、お金持ちや企業が有利になる研究成果が発表されて います。カリフォルニアでは直接住民投票がとても多くあります。するとどうなるか というと、普通の市民は仕事で忙しいですのでいちいち考えられません。そもそも投 票しない場合が多いですし、投票してもテレビのコマーシャルや新聞に左右されて投 票する人が多くなります。きちんと投票できる人はお金と暇がある人です。直接住民 投票の件数が増えれば増えるほど、お金持ちや企業が有利になるという研究成果がア メリカで報告されています。私もそうなるだろうと思います。本当に重要な問題につ いて限定して問えば、かなりの人が関心を持って賛成、反対を投票して、妥当な結果 が出ると思いますが、例えば、20もの住民投票があれば、投票率は低くなりますし、 |情報もないですから、企業がどんどんテレビコマーシャルをやります。政治学で「み のポリティクス」という言葉があります。みのもんたが言うとそれに影響されるとい う意味ですが、大衆民主主義のコストの一つです。それを聞いた国民、住民が賢明に |判断すれば影響力はなくなります。サービスを上げて、負担を下げることはあり得な| いだろうという常識で考えて、サービスを充実するなら、これくらいの負担は必要だ と国民、住民が考え、あるいは国民、住民の負託を受けた政治家が考えることで大衆 民主主義の下で政治転換が生まれるわけです。よく800兆円も国債、地方債を発行 したと思いますが、我々の世代では絶対に返せません。子、孫、ひ孫まで返さなけれ ばいけませんので民主主義のコストの一つです。だからといって私は民主主義を否定 しません。他の政治体制よりはまだましだと思っていますが、民主主義が100点満 点というわけではありません。経済体制でも、社会主義がだめで資本主義が100点 満点というわけではありません。リーマンショックでこんなことになってしまいまし た。資本主義だってデメリットの多いシステムですが、社会主義よりはまだましです。 人類がこれまで作った経済のシステムの中では、まだ資本主義、市場経済の方が一番 ましな方のシステムです。日本は、政治における民主主義、経済における資本主義と いう枠組みで社会を運営していますが、どちらも100点満点ではなく、ものすごく 欠点の多いシステムです。だからアマチュアだけで議論するのではなく、その問題の 専門家が加わって議論すると実りの多い議論ができると思います。

次に資料の2枚目『「社会」と「政府」と「市場」の関係』ですが、これは去年の リーマンショック以降、私は行政学、行政法、政治学という分野を専攻している学者 の一人で経済学者ではありませんが、その立場で今度の問題がなぜ起こったのか、そ して今後この問題が起こらないためにはどういうことに留意しなければいけないの かについて少しお話したいと思います。結論を先に言いますと市場が暴走したという ことですが、市場が暴走したというのはどういうことか、それをくい止めるにはどう したらいいのかについて、3つの三角形の表を使って説明したいと思います。

恐慌と言ったり、経済金融危機と言ったりしますが、恐慌が起こってきたのは産業 |革命以降です。18世紀後半のイギリスで産業革命があってから恐慌が見られるよう になりました。まずは原因をたどろうと思いますが、人間の社会はどのように発展し てきたかというと政治は政府国家であり、安城市でもあります。経済は市場、文化は 社会で行います。人類が誕生したときからおそらく社会はあっただろうと思います。 社会しかなかっただろうと思います。それが古代になると政府が誕生します。日本で は邪馬台国であり、奈良時代の大和朝廷です。世界の四大文明では古代国家、ギリシ ャやローマの都市国家があります。そして経済機能は産業革命以降です。一言だけお 断りをしておきますが、単なる物々交換は人類誕生とともに歴史は古いと思います。 ここで言うマーケットは単なる物やサービスの交換ではなくて、近代市場のことで す。近代市場とは、労働市場や不動産市場、資金の市場です。わかりやすく言うと労 働市場で、日本で近代といえば明治維新からですが、江戸時代に労働市場はありませ ん。士農工商という身分制度があって百姓の子は百姓です。決まっている身分です。 これが近代では契約へと変わります。自分の意思で職を選ぶようになります。生産要 素の人、物、金、情報の市場ができたのは産業革命以降です。これがものすごい影響 力を人々に与えました。当然、失業という問題も現れます。中世、近世までは身分で 決まっていて基本的に失業はありませんでした。それが近代になって職業選択の自由 が生まれ、労働市場が生まれると失業という現象もセットで起こります。だから大恐 慌になれば失業して大変なことになるわけです。そういう意味のマーケットは近代に

11

なって登場し、今起こっているのはこのマーケットの暴走です。時間の関係でいきな り結論に入りますが、この3つはそれぞれ原理が違います。マーケットはまさに競争 原理です。一方、政府は平等原理です。わかりやすいのは投票で、お金持ちも1票、 プアーな人も1票です。それに対して近代マーケットは、お金による投票です。株式 市場でビルゲイツさんが51%の株を持っていれば、他に何万人の株主がいてもビル ゲイツさん一人の意向で企業を支配できます。投票であっても全く違う性格の投票で す。

マーケットは競争原理を活用し、政府は平等原理で運用します。これに対し、社会 は相互扶助です。赤ん坊のとき、幼児のとき、学生のとき、自分で自立できませんが、 それは家族が養います。これが社会です。高校、大学を出て労働者として市場に出て 行き、60歳になって定年になるとまた社会に戻ってきます。老後は家族が、社会が、 政府が介護します。経済界の人は、社会は競争原理で動いていると言いますが、競争 原理で動いているのはマーケットです。社会全体は競争原理では動いていません。社 会全体が競争原理で動いたら社会は成り立たないのです。幼児も子どもも高齢者も生 きられなくなります。経済界の人は一番いいとこ取りで、家族がお金を掛けて育てた、 あるいは政府がお金を掛けて育て20歳くらいになって労働力になった人を経済界 で市場原理、競争原理で使って、60歳になるとそこから追い出して社会に戻します。 経済界の人にもこの仕組みをわかってもらわなければなりません。社会は当然ながら 市場だけで成り立っているわけではありません。この3つは違う原理で運営されてい ます。ところが1980年代以降のアメリカ、イギリスで起こった新自由主義、市場 原理主義という考え方は、市場の考え方を政府にも社会にもそのまま広めていこうと することです。小泉構造改革がその典型ですが、官から民へ、民間にできることは民 間に任せようということでした。行政学会の研究発表で、小泉さんの言うのは、民間 に任せたほうがより安いコストで、より良いサービスが提供できるものを民間に移せ と言っているのではなく、民間に任せたほうが高くついてもとにかく民にできるもの は民に任せるというイデオロギーだという発表をしていて結構説得力がありました。 もしかしたらそうかもしれません。仮にそうだとするとそれは間違っています。社会 には相互扶助原理で運用した方がいい問題と競争原理で運用した方がいい問題、さら に平等原理で運用した方がいい問題があります。それを全て民にできることは民に任 せようとすることで、相互扶助原理に任せるものを市場原理に任せたらアウトです。 平等原理に任せるべきものを市場原理に任せたらアウトです。1つの例だけ言ってお きますが、先進国の中で唯一医療保険を持っていない国があります。アメリカです。 アメリカの医療は中流層以上でないと受けられません。お医者さんも中流から下流に |没落しています。なぜかと言うと医療訴訟がものすごくあって、その保険料を払いま| す。自分が診療するときに保険会社の意向を反映して診療しないといけません。それ に違反すると保険会社からペナルティがきます。だから学校の先生ももちろんです が、お医者さんまで下流になってしまいました。異常ですね。どこの国でもだいたい 高額所得者である場合が多いのですが、医療という命にかかわるものまでマーケット に任せるとそういうふうになってしまいます。だからといって、私は構造改革が間違 っていると言うつもりはなく、三公社の民営化は成功だと思っています。本来が競争 原理の市場に任せるべきものであったのか、平等原理の政府に任せるべきものであっ たのか、相互扶助原理の社会に任せるべきものであったのかを原点に戻って、一つ一 つの保健、福祉、医療を、教育を、文化を考えていくことを国も県も市町村も求めら れています。仮に民営化したものを政府に戻すとしても急に税金を使って公務員がや ると決め付けるものでもなく、公設民営という手法もありますし、PFIや指定管理 者制度もあります。市場が担当すべきもの、政府が担当すべきもの、社会が担当すべ きものを再整理する必要があると思います。本来は社会や政府が担当すべきものまで 市場に任せてしまって競争原理で効率を求めてきた結果が、世界の人たちに不幸をも たらしているということです。

私からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。昇先生から非常に明快な語り口でご説明いただきました。せっかくの機会ですので、理解を深めるという意味でご質問がございましたらご 発言をお願いします。

ご質問がないようですので、昇先生のお話はこれで終わらせていただきますが、先 ほど昇委員あるいは入江委員がこの審議会に入っておった意義について自らご発言 がございました。私は委員を代表して全くそのとおりであると確信を持って言えると 思いますので、今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。当審議会はあと1 回ほどで解散になりますが、今お伺いしたいろいろなご指導につきましては、今後の 活動に役立てていきたいと思いますので、昇先生には感謝を申し上げたいと思いま す。ありがとうございました。

これで本日の審議は終わりでございますので事務局へお返しします。

【事務局】

ありがとうございました。「4 その他」につきまして、事務局からは特にござい ません。

次回の審議会は、パブリックコメント実施後の6月29日(月)午後1時30分か ら開催をさせていただきます。後日あらためてご案内をさせていただきますのでよろ しくお願いします。

これをもちまして第8回安城市自治基本条例策定審議会を終了させていただきま す。本日はありがとうございました。